

津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

平成18年1月1日訓第144号

改正 平成21年6月16日訓第45号
平成24年7月11日訓第44号
平成26年10月31日訓第88号
平成27年9月11日訓第72号
平成28年3月24日訓第11号
平成30年3月30日訓第19号
平成30年7月18日訓第42号
令和3年3月29日訓第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市介護保険条例（平成18年津市条例第136号。以下「条例」という。）第14条の規定による保険料の徴収猶予及び条例第15条の規定による保険料の減免の取扱いについて、条例及び津市介護保険条例施行規則（平成18年津市規則第115号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予及び減免の対象となる保険料額)

第2条 徴収猶予及び減免の対象となる保険料額は、納付義務者が納付すべき当該年度分の保険料額のうち災害その他特別の事情の発生した日以後の納期に係る保険料額（以下「当該保険料額」という。）とする。

(申請書等)

第3条 条例第14条第2項及び第15条第2項に規定する申請書は、介護保険料徴収猶予・減免申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第14条第2項及び第15条第2項に規定する証明書類は、次のとおりとする。

- (1) 条例第14条第1項第1号に該当する場合においては、被災証明書等財産についてその損害の程度を確認することができる書類
- (2) 条例第14条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合においては、給与証明書等収入が減少したことを証する書類

3 第1項に規定する申請書の提出は、各年度ごとにこれを行うものとする。

(保険料の徴収猶予)

第4条 市長は、条例第14条第2項の規定による申請書及び証明書類の提出があったときは、その内容を審査し、同条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表第1に掲げる区分に従い当該保険料額を徴収猶予するものとする。

2 市長は、徴収猶予の可否について決定したときは、その旨を速やかに第1号被保険者及び第1号被保険者の属する世帯主に介護保険料徴収猶予決定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

(保険料の減免)

第5条 市長は、条例第15条第2項の規定による申請書及び証明書類の提出があったときは、その内容を審査し、条例第14条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、次に掲げるところにより当該保険料額を減額し、又は免除する。

(1) 条例第14条第1項第1号に該当する場合においては、別表第2に掲げる区分に従い当該保険料額を減額し、又は免除する。

(2) 条例第14条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合においては、別表第3に掲げる区分に従い当該保険料額を減額する。

2 前項の場合において、条例第14条第1項第1号に該当し、かつ、同項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、別表第2及び別表第3のうち、減免の割合が多くなる表に定めるところによりこれを行うものとする。

3 市長は、減免の可否について決定したときは、その旨を速やかに第1号被保険者及び第1号被保険者の属する世帯主に介護保険料減免決定通知書（第3号様式）により通知しなければならない。

4 第1項の規定により当該保険料額の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちに介護保険料減免理由消滅申告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市介護保険料減免取扱要綱（平成12年津市

訓第２３号）若しくは久居市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱（平成１２年久居市訓令第６２号）又は解散前の一志地区広域連合介護保険料減免取扱要綱（平成１５年一志地区広域連合訓令第１号）（以下これらを「合併前の要綱等」という。）の規定により介護保険料の徴収猶予又は減免の決定を受けた者に係る介護保険料の徴収猶予又は減免の取扱いについては、なお合併前の要綱等の例による。

- 3 前項に定めるもののほか、この訓の施行前に合併前の要綱等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成２１年６月１６日訓第４５号）

この訓は、平成２１年７月１日から施行する。

附 則（平成２４年７月１１日訓第４４号）

- 1 この訓は、平成２４年７月２０日から施行する。
- 2 改正後の津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の規定は、平成２４年度以後の年度分に係る保険料について適用し、平成２３年度分までの年度に係る保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成２６年１０月３１日訓第８８号）

この訓は、平成２６年１１月１日から施行する。

附 則（平成２７年９月１１日訓第７２号）

- 1 この訓は、平成２７年９月１５日から施行する。
- 2 改正後の津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年３月２４日訓第１１号）

この訓は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日訓第１９号）

- 1 この訓は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 改正後の津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年７月１８日訓第４２号）

この訓は、平成３０年８月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２９日訓第２２号）

- 1 この訓は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 改正後の別表第２及び別表第３の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

区分	理由	徴収猶予期間
条例第 1 4 条第 1 項第 1 号に規定する損害を受けた者	震災、風水害その他これに類する災害により住宅が半壊以上の損害を受けたとき。	最高 6 箇月
	風水害その他これに類する災害により住宅が床上浸水したとき。	最高 6 箇月
	火災により住宅が半焼・半壊以上の被害を受けたとき。	最高 6 箇月
条例第 1 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定するいずれかの損害を受けた者	死亡、障害・入院、事業の休廃止・損失、失業、農作物の不作その他これに類する理由により収入が著しく減少し、一時的に納付が困難と認められるとき。	最高 6 箇月

別表第 2（第 5 条関係）

区分		減免の割合	
		損害の割合が 3 割以上 5 割未満	損害の割合が 5 割以上
前年の合計所得金額	5 0 0 万円以下	5 割減額	免除
	5 0 0 万円を超え 7 5 0 万円以下	2 . 5 割減額	5 割減額
	7 5 0 万円を超え 1 , 0 0 0 万円以下	1 . 2 5 割減額	2 . 5 割減額
備考			
1 「前年」とは、減免の期間の存する年度の初日の属する年の前年をいう。 2 「合計所得金額」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 3 5 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 1 0 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）をいう。 3 「損害の割合」とは、条例第 1 4 条第 1 項第 1 号に規定する財産について受けた損害金額（保険金、損害賠償金等により、補てんされ、及び補てんされ得る金額を除く。）が当該財産の価格に占める割合をいう。			

別表第 3（第 5 条関係）

区分		対象年の合計所得金額の見込額（申請書の提出日前 3 月の収入を勘案した額）が市民税非課税の範囲内であると見込まれる場合における減免の割合
保険料率	条例第 8 条第 1 項第 2 号に規定する者	3 割減額
	条例第 8 条第 1 項第 3 号に規定する者	
	条例第 8 条第 1 項第 4 号に規定する者	3. 5 割減額
	条例第 8 条第 1 項第 5 号に規定する者	4 割減額
	条例第 8 条第 1 項第 6 号に規定する者	4. 5 割減額
	条例第 8 条第 1 項第 7 号に規定する者	
	条例第 8 条第 1 項第 8 号に規定する者	5 割減額
	条例第 8 条第 1 項第 9 号に規定する者	
	条例第 8 条第 1 項第 10 号に規定する者	
	条例第 8 条第 1 項第 11 号に規定する者	
	条例第 8 条第 1 項第 12 号に規定する者	
	条例第 8 条第 1 項第 13 号に規定する者	
備考		
1 「対象年」とは、減免の期間の存する年度の初日の属する年をいう。		
2 「合計所得金額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）をいう。		

第1号様式（第3条関係）

介護保険料徴収猶予・減免申請書

年 月 日

（宛先）津市長

次のとおり 年度介護保険料の徴収猶予・減免を申請します。

申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	(〒) 電 話		

※申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号														
	フリガナ														
	氏 名		生年月日	年 月 日											
			性 別	男 ・ 女											
住 所	(〒) 電 話														

申 請 理 由	
---------	--

第2号様式（第4条関係）

介護保険料徴収猶予決定通知書

年 月 日

住所
氏名

様

津市長（氏 名）印

年 月 日付けで申請がありました 年度分介護保険料の徴収猶予については、津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり 承認・不承認 と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																	
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

徴収猶予決定年月日	
-----------	--

不承認理由	
-------	--

納 期	保 険 料 額	徴 収 猶 予 期 間	備 考
4 月		～	
5 月		～	
6 月		～	
7 月		～	
8 月		～	
9 月		～	
10月		～	
11月		～	
12月		～	
1 月		～	
2 月		～	
3 月		～	
合計			

・お問い合わせ先

津市（名称）部（名称）課

〒514—8611 津市西丸之内23番1号（電話 ）

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第3号様式（第5条関係）

介護保険料減免決定通知書

年 月 日

住所
氏名 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請がありました 年度分介護保険料の減免については、津市介護保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱第5条第1項の規定により、次のとおり 承認・不承認 と決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																	
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

減免決定年月日		決定した減免額	
減免前保険料額		減免後保険料額	
不承認理由			

納 期	減免前保険料額	減 免 額	減免後保険料額
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

・お問い合わせ先
津市 （名称）部 （名称）課
〒514-8611 津市西丸之内23番1号 （電話 ）
教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第 4 号様式（第 5 条関係）

介護保険料減免理由消滅申告書

フリガナ		保 険 者 番 号							
被保険者氏名		被 保 険 者 番 号							
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女						
住 所	(〒)	電 話	()						
消 滅 理 由									
年 月 日 (宛先) 津市長 (〒) 住 所 申請者 氏 名 電 話 印									

市記入欄

徴 収 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
-------------	-----------------

消 滅 年 月 日	年 月 日
-----------	-------